

マイナンバー違憲東京訴訟 控訴審第4回口頭弁論へ

前回、控訴人（一審原告）らは、準備書面（2）で實原隆志さんの意見書に基づき、番号法19条14号16号の政令等への委任に関する憲法41条の問題を主張しました。今回は、デジタル改革関連法成立に伴う危険性の増大について主張する予定です。裁判長からは「次回終結とは言いませんから…」と結審に近いことをほのめかす発言もありました。多くの方の参加・傍聴を呼びかけます。

●日時 2022年2月16日（水曜日）11時00分 開廷

●場所 東京高等裁判所（裁判所合同庁舎）1階 101号法廷

●交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分
東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分

●スケジュール

・10時45分 ミニ説明

東京高裁101号法廷脇の待ち合わせスペースに集まり、事前のミニ説明を行います。

・11時00分 開廷

直接、東京高裁101号法廷にお越しください。傍聴券交付の予定はありません。

・終了後 報告集会
徒歩15分ほどのTKP新橋カンファレンスセンター16階カンファレンスルーム16Bに移動して報告集会を開きます。

★裁判・報告集会は、どなたでも傍聴・参加できます。新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用をお願いします。

●お問い合わせ

マイナンバー違憲訴訟・東京弁護士団

電話 03-3586-3651（東京合同法律事務所 担当弁護士：瀬川）

